

第三者評価結果入力シート（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

①第三者評価機関名

NPO法人きずな エール(YELL)

②評価調査者研修修了番号

S2025039（第09-004）
S2023068（第14-004）

③施設名等

名称：	熊本乳児院
施設長氏名：	傘 正治
定員：	28 名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	熊本市中央区本荘2丁目3番8号
T E L：	096-371-1396
U R L：	http://nyuji.kumashisetsu.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1941/5/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 熊本市社会福祉協会
職員数 常勤職員：	36 名
職員数 非常勤職員：	14 名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	21 名
有資格職員の名称（イ）	看護師
上記有資格職員の人数：	9 名
有資格職員の名称（ウ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5 名
有資格職員の名称（エ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	保健師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	ほふく室 1 プレイルーム 4 寝室 5
施設設備の概要（イ）設備等：	面談室 2 診察室 隔離室 調理室 職員室 地域交流室
施設設備の概要（ウ）：	心理室 会議室 洗濯室 職員控室 実習生控室
施設設備の概要（エ）：	トイレ

④理念・基本方針

<p>【理念】 RIST（RI：利用者本位＝子ども達の幸せのために。S質の向上＝そのために自己研鑽T：地域（サービスの成果を地域に還元（1）「できる限り良好な家庭的環境」の整備を目指す。①個々のニーズに応じて養育できる専門性をもった養育者が、ケアの在り方が一貫した形で24時間を通じて複数で対応。②家庭における養育環境に近い養育環境に努める。③個々のニーズに合った丁寧なケア。④子どもの権利保障。（2）必要な専門的機能を備える。①福祉専門職および他の専門職が協働し子どもと家庭を支援。②実家庭への復帰、また、その他移行先への移行期や移行後の家庭へのケア③市町村と連携した在宅支援機能。</p>
--

⑤施設の特徴的な取組

1階が保育園、2階が乳児院、3階が地域交流スペース・親子生活支援室という環境の中で、現在乳児院は、4ユニット編成での1ユニット4～6名養育体制となり、より家庭に近い養育を実施しています。又、職員は保育士・看護師・心理士・家庭支援専門相談員・里親支援相談員・栄養士・調理師・業務員等多岐にわたり、各々の部署が横断的に職域を越えての連携を図り、一致協力しており、各々のセクションでは『こどもたちとともに(のために)』というスローガンの下に、こどもたちにどうすれば、最善の家庭の代替機能を果たすことができるかを、職員自らが構成する医療・研修・保育等の委員会が自主的に研修会を開き、討議を重ね、直接間接的にこどもたちを慈しみ、養育しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/9/12	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/2/28	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和5年度（和暦）	

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 愛着形成のための担当養育制

生活居室が月齢や発達状態に応じて現在4つのユニットに分けられており、愛着形成のために「担当養育制」をとっています。常に養育者が傍にいて、あやす・抱っこ・おんぶなどスキンシップを心がけ、心の安定を図り、心地よい状態でいられるよう努めています。担当養育者が中心となり、日々の授乳・食事などの介助や成長の記録をきめ細やかにとっています。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

理念は法人・事業所の運営の根幹になるものであり、指摘された内容について検討し確立して参りたい。また、情報共有や会議のあり方については従来のやり方のみでなく、他法人他施設の取り組みなども参考に、職員の負担軽減も考慮しつつ取り組みます。

第三者評価結果（乳児院）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
理念はホームページ、パンフレット、面会室(2か所)に明示されており、職員への周知が行われています。保護者には措置受け入れ時に説明があり、ボランティア、新入職者にはオリエンテーションで説明されています。基本方針の掲示がなく、周知状況が確認されません。基本方針の掲示と、職員会議、ユニット会議等を通して職員への周知の実施等再検討が望まれます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
全国乳児福祉協議会、九州乳児福祉協議会、職種別対象の研修会へ積極的に参加し、社会福祉事業の動向を把握しています。施設入所を必要とするこどもの分析、利用率の分析、養育、支援のコスト分析が行われ、職員会議で周知されています。施設経営に関する中・長期計画等に反映されています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
現状・予算の見直しなどの経営状況は、施設長会議、主任者会議で議論され、朝礼の時や各ユニットを回って職員全員に伝えています。また、理事会においても経営状況が報告されています。都道府県社会的養育推進計画に基づき、乳幼児総合センターの具体化が図られています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p><コメント></p> <p>「新しい社会的養育ビジョン」「熊本県・市社会的養育推進計画」や、全国乳児福祉協議会の「乳児院における養育の質の向上と支援の充実」に示された「8つの行動指針」「乳児院の今後のあり方検討委員会報告書」を踏まえた中長期計画が立てられています。中・長期計画は決議事項を文章化し面接室や院内及び法人のホームページに掲示されています。具体的な数値目標が認定されていませんので、今後はより明確にすることが期待されます。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
単年度の事業計画は各部署で会議後、文章化し全職員に周知・報告していますが、どこにあるのか分からないという職員の意見もあるため、回覧等を行うなど、職員全員が共通理解できるような、周知徹底システムの構築が望まれます。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

【判断した理由・特記事項等】	
事業計画の決定事項においては、文章化され院内及び法人のホームページに掲載されています。策定には職員等のアンケートはとられておらず、職員意見を把握した幹部職員以上で策定されるため事業計画への職員参画が十分では無いようです。職員が参画できるように改善に取り組まれることを期待します。	
②	7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。
	b
【判断した理由・特記事項等】	
事業計画書はホームページ・面談室に掲載されており、いつでも見ることが出来るように配慮されていますが、詳しく読んで一読しにくいいため、今後、保護者に向けて、より分かりやすく具体的に説明を行う取り組みが期待されます。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
質の向上に向けては、11の委員会があり、毎月こどもの権利擁護の視点から、1か月の関りについて具体的な目標を掲げ毎月の全職員参加の会議にて取り組み状況が報告、チェックされています。第三者評価の受審は行われていません。自己評価対応のチェックリストが出来ていない時もあります。分析、検討を施設としての位置づけについてはその結果がフィードバックされていません。今後の取り組みが期待されます。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
自己評価、第三者評価の結果については、課題を共有化するための改善計画はありませんが、改善すべき課題は事業計画の各所に示されています。11ある各種委員会が担当をして課題の改善に取り組んでいます。改善状況の取組を計画的に進め、共有するためにも、職員会議で出てくる課題のPDCAを行い、各種のマニュアル作りを各種委員会が担当して、課題の改善の内容が充実されることを期待します。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
前施設長が急死されたため施設長代理が現在代行されています。急な施設長代理指名であったため現状では十分リーダーシップが発揮できていない状態です。前施設長の方針を引き継ぐ形をとっています。令和8年1月の理事会で、権限委任等も明記化される予定です。令和7年6月まで副施設長をされておられた経験を生かして今後の活動のリーダーシップを発揮されることを期待します。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<コメント> 施設長は自らの養育スキルと指導力を向上させるために、全国乳児福祉協議会、九州乳児福祉協議会、職種別対象の研修会に参加し意見交換を行っています。職員は外部の研修会として、給食、虐待、衛生、乳児研修、リモート研修など多方面の研修に参加しています。		
(2)	施設長のリーダーシップが発揮されている。	
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】		

令和5年5月に被措置児童に対する虐待認定と改善勧告を受け改善計画を提出しました。組織・システムの見直し、実効性の高いチェックリスト機能体制を構築するため、第三者委員会を設置し再発防止に取り組んでいます。また、「権利擁護委員会」を立ち上げ、全職員を対象とした外部講師による研修を実施し法令厳守を図っています。前施設長が法令の理解は高く、具体的な取り組みを実施されていました。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断した理由・特記事項等】

施設長は、働きやすい職場や人員配置、環境の取り組みについて、職員の意見を参考にしながら理事会を通じて補正をかけるなど、主任保育士、事務職員と共に、経営の改善に積極的に取り組んでいます。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断した理由・特記事項等】

全国乳児福祉協議会の人材育成のマニュアルに基づき、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画がわかるように組織図が整備されています。施設長との面談を通し、希望者には個人に合わせた資格がとれる情報(社会福祉主事・社会福祉士・こども家庭ソーシャルワーカー等)を周知して資格取得ができるようにバックアップしています。人材確保のために地元の情報誌に募集を掲載、実習生への丁寧な指導を行うことで人材確保を行っています。育成計画を书面化されると更に良いと思われま。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

就業規則に人事基準(働き方によりA, B, C, D)を定めています。施設長は本人の意思確認・要望に応じて院長面談が行われており、改善策の検討を行っています。「期待する職員像」が明確化されて職員に周知されています。職員は希望すれば研修を行うことが出来、資格取得が可能です。資格取得により、異動(法人内他施設)希望の有無を表明できます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

就業規則を見直しながら、ワークライフバランスを考慮し勤務体制が組まれています。有給休暇の取得状況や時間外勤務データの管理は主任、事務長が対応しています。緊急な勤務変更にも主任を中心に臨機応変に対応しています。希望者には産業医に相談できるメンタルヘルスへの取組もあります。意見箱も設置されており、職員面接は年間2回実施されていますが、職員一人ひとりの目標達成が把握されていません。今後組織として相談しやすい仕組みの構築、定期的で計画的な面談の実施や外部の相談窓口の設置が期待されます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

OJTにより一つひとつ丁寧に指導されています。特に新人の職員にはOJTを通して話しやすい環境が整えられています。職員との個別面談を年間2回行っていますが、全職員が目標管理シートを作成するには至っていません。職員一人ひとりの目標設定が把握されておらず、組織的なフィードバックもされず、目標達成度の確認ができていません。施設として「期待される職員像」を基に、職員それぞれの個別の目標設定の取組が期待されます。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断した理由・特記事項等】

職員の教育・研修は、事業計画の中に研修計画が明示されており、研修委員会が中心となって企画をしています。研修委員は計画の見直しを行いながら施設のニーズと個々の希望を考慮しながら参加させています。職員の知識の向上、専門性の向上のための取り組みが行われています。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
スーパービジョンは、副施設長・主任・副主任・事務長により行われます。研修委員会が主となり、目的を明確にして研修計画が策定されています。レポート提出により、研修内容の共有が行われており、全職員に周知し共通理解ができる体制の構築も整備されています。外部研修には可能な範囲での参加が確保されています。施設内での研修は勤務形態の課題により十分ではありませんが、全員に回覧等を行い、研修内容や資料等の周知が行われています。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
保育士・看護師・社会福祉士・心理士等の実習生を積極的に受け入れています。「実習生マニュアル」が策定されており、実習をするにあたっての自覚と信念、望ましい実習生の態度等を詳しく明記されています。オリエンテーションを実施し、実際に抱き方、授乳の仕方、オムツ交換寝かせ方、衣服着脱時の注意などきめ細かい指導が実施されています。実習後は反省会等を行うなど、積極的な受け入れ指導を行っています。担当表・業務項目も制定され、指導者に対する研修も行われています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
過去の評価における受審で「ホームページへのアップ方法の改善準備」とあった項目は改善され、法人や施設のホームページで、定款、事業計画、事業報告、監事監査報告等が閲覧できます。第三者評価の受審の内容についてもホームページで公開しています。施設の広報誌「熊乳ース」(年2回)を配布するなどして情報を提供し、施設に対する理解を深める活動をしています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
経理規定により内部監査は他拠点区分施設長により年2回の内部監査を実施しています。経理に関しては外部の専門家(税理士)に委託し、監査支援等の実施をしています。結果や指摘事項にもとづいて経営改善を実施しています。定期的に行われる理事会、役員会で報告されています。職員へは職員会議にて周知しています。前任施設長の逝去に伴う理事の欠員について現在は理事の変更選任がされておらず、早めの変更が望まれます。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<コメント> 地域との交流の基本的な取り組みは、乳児院事業計画書の中に文章化されています。コロナ感染予防のため、令和2年から地域との交流は実施されていませんでしたが、現在は安全性に配慮しながら再開されています。法人主体の夏祭りへの参加を始め、地域主催の秋祭り等に参加して交流を図っています。また、近くの公園で遊ぶことや散歩を通して地域の方と会う機会を作っています。施設立替後の令和4年から地域の民生委員会議や研修に施設の場所を提供する取組があります。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
「ボランティアマニュアル」が策定され明文化されています。ボランティア受け入れ時の基本姿勢や手順、注意事項等の事前説明はマニュアルに従い、副院長、事務長が実施しています。受け入れはボランティア団体や学生、一般の人々から行っています。主に「抱っこボランティア」が実施されており、オリエンテーション(抱っこの手技研修、個人情報保護関係等)を実施後実際に行っています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		

① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 こどもたち一人ひとりの状況に対応できるように、児童相談所、熊本市各区の保健こども課、病院等養育支援に対して、年に2～3回ケース会議を実施するなど連絡を取り必要な情報提供・共有を行っています。当法人は、多機能化取り組みの一環として「里親支援センター」「児童家庭センター」「にんしんSOS熊本」があり、一体となって他機関との連携を図っています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 <コメント> 福祉ニーズの把握は地域の民生委員研修会議（年4～5回地区別の会議に施設の部屋を提供）や、熊本県の社会的養護の研修会等に参加して、情報交換を行い把握に努めています。・具体的な取り組みとして熊本市各区保健こども課からの相談依頼や、個別の子育ての悩み相談、生活困窮者のサポート等電話での相談を行っている他、法人内の「児童家庭支援センターアグリ」「里親支援センターアグリ」「にんしんSOS熊本」アグリ3機関や生計困難者レスキュー事業で、個別対応等多様な相談支援事業を行っています。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 公益的に行なわれている主な事業活動は、アグリ3機関による組織を通して専門的なノウハウや情報を地域に提供する活動の取組があります。（妊産婦等生活援助事業：思いがけない妊娠、出産・子育ての不安や悩み等に対するの電話、個別面談、家庭訪問等のサポート支援、赤ちゃん教室、授乳、沐浴、離乳食作り、赤ちゃん体操等）。生活困窮者レスキュー事業・生活困窮者への物品提供や生活自立に向けての制度や情報提供も行っていきます。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 こども本位の養育・支援

(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 こどもを尊重した養育支援を行うために、「こどもの権利擁護委員会」を設置しています。職員は各自「倫理綱領」や「こどもの人権擁護チェックリスト」でこどもへの配慮等振り返って毎月記録する取り組みがあります。問題が発生した時は主任保育士が確認を行い、課題は主任者会議（月1回）、リーダー会議（月1回）、ユニット会議（月1～2回）でのグループワーク等で意見交換、情報共有等が行われています。話し合いの結果は、改善方法の把握、共通理解、養育・支援に反映できるように文書化し、回覧するなどして全職員が共通理解できる体制の取組を期待します。	
② 29 こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 こどものプライバシー保護に関する規定は「乳児院における権利擁護」「乳幼児期のプライバシー保護」に具体的に記載されており、職員への理解が図られています。一人ひとりのこどもの養育は、家庭に近い規模のユニットになった設備（1部屋こども4～6人）と職員体制で行われています。各ユニットには沐浴室、こども用トイレがあり、生活の場にふさわしい環境になっています。施設の面会室は2部屋あり、こどもたちと保護者のプライバシーを守るように、設備の工夫が行われています。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【判断した理由・特記事項等】	

保護者に対しての養育支援の情報は「乳児院パンフレット」「熊乳—ス」（年1回）を配布し、子どもたちの日々の活動の様子や支援事業活動内容等を知らせています。広報誌の写真掲載については保護者に承諾書を得ています。個別のこどもの発育状況については、毎月「すくすく便り」を郵送で届けており、便りには乳児院での養育状況、こどもの遊びの様子や発達状況（ハイハイ・お座り・歩行等）等、こどもの写真と共に担当保育士の絵や図を使った温かいお便りと一緒に送られています。施設入所予定の保護者には個別に入所前の見学や説明が行われています。

② 31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断した理由・特記事項等】

養育、支援の開始において、パンフレットや説明書類などの書類を使用して、家庭支援専門員が保護者への丁寧な説明を行っています。施設からの説明を実施と保護者等の同意と保護者からの承諾書を明文化しています。養育の過程については、保護者が面会や相談に来院された時に家庭支援専門相談員が面談を行い記録しています。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断した理由・特記事項等】

家庭や他施設、里親等への移行については、家庭支援専門相談員、児童相談所、担当者、児童相談所や各地域の関係機関と連携し検討会議を重ねながら対応を行っています。家庭支援専門相談員が施設退所後のプランを作成しています。児童相談所とのやり取りも実施し担当者に繋げています。移行時は「児童記録申し送り事項」や「看護サマリー」等の文書で引継ぎを行っています。退所後の相談方法等を説明は行っていますが、保護者に対して支援の継続性を確保するための対応として、相談方法や担当者を口頭だけでなく文書で伝える取り組みが期待されます。

(3) こどもの満足の向上に努めている。

① 33 こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

こどもの代弁者(アドボケイト)の研修を受けた専門家が週1回来院しています。また、2~3月に一回、若しくは必要に応じて随時アドボケイトからフィードバックを受けます。権利擁護委員会を中心に、こどもの満足度に対する目標を掲げてユニット毎に取り組み会議で報告し検討を重ねています。「こどもの人権擁護チェックリストを作成し、実施しています。ユニット毎に月案を作成し養育支援の毎月の目標、子どもへの配慮事項等が記録されています。計画は一週間単位で記録（こどもの遊び、院外活動の内容等）され、振り返りを行い、次の支援の向上に向けた取り組みが行われています。

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

アドボケイトの導入のほか「苦情解決規定」があり、苦情解決者を設置して対応をしています。苦情解決の仕組みや相談窓口は廊下に掲示されています。保護者への苦情解決の仕組みについては、入所時の「お願いとお知らせ」の資料で伝えられ、苦情受付箱は保護者にもわかるように面談室に設置されています。苦情解決に関しては受付担当者（主任保育士）、家庭支援専門相談員が対応し検討を行っており、内容については「苦情受付書」に記載しています。園内で解決できるものは解決をし、フィードバックをしています。

② 35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断した理由・特記事項等】

相談は主に家庭支援専門相談員が窓口となって行っています。保護者が相談する面会室は2部屋あり、話がしやすい環境が整備されています。保護者が相談や意見を述べる時に施設に直接相談しにくい内容等、内容によって複数の方法や相手を自由に選ぶ事が出来る事を説明した文書の作成が望まれます。保護者へのアンケート等の実施はされておらず、アンケートの実施を行いより相談や意見を述べやすい工夫をされる事が望まれます。

③ 36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断した理由・特記事項等】

保護者等からの意見は施設の出入り口に意見箱を設置し、相談は日々の養育支援の中で傾聴に努められています。苦情解決マニュアルは年度初めに見直しが行われ、検討されています。保護者等からの意見、相談を受けた後の手順として記録方法、報告の流れ、対応策の検討内容、保護者への経過と結果説明、公開の方法等の具体的な仕組みを定めた評価基準が必要と示す「対応マニュアル」が整備されています。保護者からの意見や相談内容については、「自立支援・家庭療法計画等」に記録し、各職種からの情報共有が出来る様に努めています。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断した理由・特記事項等】

リスクマネジメントに関する責任者は院長として、こどもの安全を脅かす事例は「ヒヤリハット・事故報告書」に記録されています。事故対策委員会が中心となって安全計画書を作成し会議を開催しています。職員に周知を行っており、事故発生時に対応するフローチャート表が作成されています。見直しを行っていますが、見直しの日付の記載が望まれます。

② 38 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

こどもの安全のための感染症予防の取り組みは、感染症対応マニュアルを整備して、感染症発生時は「感染対策委員会」の看護師を中心とした体制で、問題の把握や予防、解決に向けての検討が行われています。感染症に対する研修が実施されています。用途によってアルコール噴霧の消毒やアルコール除菌タオルでの拭き取り、次亜塩素酸を使用した対応がとられています。こどもたちの各保育室には嘔吐物処理セットが整備されており、感染予防と発生時の対応が出来る施設の取り組みがあります。

③ 39 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

災害時の安全確保のための対応体制は、主に火災を想定した避難訓練がユニット単位の小人数(4~6人)で、ベランダから非常階段(外階段)に避難する等複数の経路で行われています。安否確認はSNSで行っています。防犯カメラが各部屋と屋外に設置しており、事務室のモニターで24時間見る事が出来ます。更に施設の出入り口は、インターホンで対応して施錠・開錠するようになっており、不審者侵入の予防等安全確保のための取組があります。食料や備品等は施設内の備蓄倉庫が整備され、管理は業務担当者によって備蓄リストによる備品の補充、整備が行われています。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者
評価結果

① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

a

【判断した理由・特記事項等】

養育支援の標準的な実施方法は「乳児院養育指針」(全国乳児福祉協議会出版)を事務所、ユニット、休憩室に掲示してある他、全職員に渡しています。職員は記載されている支援方法(子どもの特徴、発達状況に合わせた対応方法等)を目的や基準にして、自己学習と個別指導での養育支援に努めています。かかり方についてはチェックリストがあり、職員各自がチェックリストを提出しています。プライバシーポリシーに関する書面の掲示を望みます。

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断した理由・特記事項等】

養育支援の実施計画は、毎月ユニット単位での月間の計画(月案)を立て、こどもたちの発達に応じた遊びの活動内容、院外での活動計画が記録されています。こどもたちへの配慮や留意する点等も記録され、月単位で見直しが行われ、翌月の課題に反映するようになっていきます。こども一人ひとりの養育支援計画は、パソコンに月の個別「生活記録」と経過記録に、こどもの精神発達状況、身体発育状況(身長・体重等)が記録されています。アセスメントに基づき医療、メンタル、リハビリ等検討が必要な時はユニット会議で協議が行われています。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

a

【判断した理由・特記事項等】

自立支援計画は家庭支援専門相談員を責任者とし、計画が作成されています。子どもの精神発達状況、身体発育状況（身長・体重等）、食事、排泄などが記録されており、ケースマザー、看護師、などが職種横断的にアセスメントシートに沿って個人のニーズを把握しています。メンタル、リハビリ等の検討が必要な時は、ユニット会議で協議が行われています。策定した自立支援計画は、児童相談所に提出され共有されています。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 a

【判断した理由・特記事項等】
自立支援計画の見直しは毎月の支援計画（月案）の中で行われています。また、家庭支援専門相談員による3か月ごとの見直しが行われています。年に2回の児童相談所との会議を行い、場合によっては見直しを行い支援しています。子どもたちの状況や変化に合わせて早急な改善や策定が必要な時は、ケースマザー（ケアワーカー）、家庭支援専門相談員（自立支援計画責任者）関係職員（里親支援専門相談員・心理士・看護師等）との話し合いを行い、見直しや変更を行う仕組みがあります。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a

【判断した理由・特記事項等】
ネットワークシステムの導入により、こどもの養育支援の実施状況は各部門間で情報共有が出来るようになっていきました。児童養育状況は担当者による毎月、家庭支援専門相談員による3か月ごとの見直し、年に2回は担当者と児童相談所による見直しが行われています。記録内容の書き方については差異を少なくするために、新入職員への教育は主任保育士や中堅スタッフ等で個別指導を行う等工夫を行っていますが、パソコンにパスワードがあり全職員は確認することができません。個人情報に配慮しながら、全員が確認できるシステムにシフトできるような仕組みの検討をされると更に良いと思われまます。

② 45 こどもに関する記録の管理体制が確立している。 b

【判断した理由・特記事項等】
情報開示請求への対応は主任保育士・副院長が情報提供の範囲等を検討しています。ネットワークシステムが導入されており、こどもに関する記録の管理は永久保存が必要なものは、パソコンの電子データで保存されています。システム化され、記録ファイルの入力や閲覧を行うことができます。閲覧した場合履歴が残り、閲覧者の確認ができるため管理体制は確立しています。個人情報の適正な取り扱いについては乳児院のパンフレット等にも記載が無く、保護者への説明も行われていません。今後、施設で情報の取り扱いについて説明する方法の検討が望まれます。

内容評価基準（22項目）

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) こどもの権利擁護 第三者評価結果

① A1 こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 b

【判断した理由・特記事項等】
令和5年に被措置児童等虐待事案による改善勧告を受け、改善計画を作成しさまざまな取組を行っています。「乳児院倫理綱領」を基に「こどもの人権擁護チェックリスト」や「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を活用し職員個別に啓発を行っています。外部の医師や弁護士、学識者を委員とした第三者委員会を設置し年に1度会議を行い、検証を行ってきました。「こどもの権利擁護委員会」を設置し、月に1度全職員で養育現場における支援の目標と振り返りを行っています。同委員会を中心に権利擁護に関する研修会を企画し、外部の講師を招いて全職員が学ぶ機会を設けています。

(2) 被措置児童等虐待の防止等

① A2 こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a

【判断した理由・特記事項等】
全国乳児福祉協議会が作成している「こどもの心を大切に～適切な言葉選びのためのヒント」を全職員に配布し、不適切なかかわりについて具体的な例を示し職員に徹底しています。3人だった夜間勤務を4人体制して改善を図っています。不適切なかかわりを発見した際の対応について明文化し、発見した職員は上司に報告をすることを徹底しています。報告後、ビデオカメラ等で事実を確認するようになっていきました。

A-2 養育・支援の質の確保

<p>(1) 養育・支援の基本</p> <p>① A3 こどものこころによりそいながら、こどもとの愛着関係を育んでいる。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>生活居室が月齢や発達状態に応じて現在は4つのユニットに分けられており、愛着形成のために「担当養育制」をとっています。常に養育者が傍にいて、あやす・抱っこ・おんぶなどスキンシップを心がけ、心の安定を図り、心地よい状態でいられるよう努めています。担当養育者が中心となり、日々の授乳・食事などの介助や成長の記録をきめ細やかにとっています。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>② A4 こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる一人ひとりの違いを心理師によるプレイセラピーも踏まえて把握し、各ユニットでできる限り個別的な養育にあたっています。食器も個別に準備されています。玩具は共有ですが安全で使いやすい物を準備し、好きな玩具を選んで自由に遊びに取り組めるよう配慮されています。院外活動で出かけた際にそれぞれで玩具を購入しています。近くの公園への散歩や園庭で遊ぶなど、自然と触れ合える外遊びの機会も設けています。</p>	<p>a</p>
<p>(2) 食生活</p> <p>① A5 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p><コメント> 「養育」のマニュアルに月齢毎の授乳についての実施方法が記述されており、授乳中は乳幼児が安心した状態でいられるように、抱いて、目をあわせ、言葉かけをしながらゆったりとした気持ちで飲めるように心がけています。夜間帯など授乳時間が重なりやむを得ない時は、月齢の小さい子や疾患を持っている子を優先するなどマニュアルに沿った対応を行うようにしています。月齢別栄養所要量と発育・体重増加をもとにミルクの量をコントロールし、授乳時間と量を食事箋に記録しています。一人飲みについては、原則行わないようにしていますが、職員配置の関係でどうしてもせざるを得ないこともあり、苦慮しています。</p>	<p>a</p>
<p>② A6 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>こどもそれぞれの状況を鑑みながら、離乳食の開始時期や進め方・量などは個人差に留意して、月に1度のユニット会議において主任・担当保育士・栄養士が連携して個別的に調整しています。入所時に食物アレルギーの有無の確認のほか必要に応じ検査を行い対応しています。食事がすすまない(障がいのある)子どもについては、月に1回小児言語聴覚士に食材・形態・味などのアドバイスを受けるなどの治療的対応を行っています。「乳児院マニュアル～7. 食事厨房について」で離乳食の進め方・与え方などを明示しています。</p>	<p>a</p>
<p>③ A7 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>各ユニットでテーブルと椅子をセッティングして、食事を摂ります。足をふんばって食事ができるように足置き台を使用したり、姿勢をよくするために高さが調整できるような椅子を活用したり等、食べやすい工夫がなされています。朝食8時、間食10時、昼食11時、間食14時30分、夕食17時になっています。食事の間隔が近いですが、食事の量や内容・活動量などを工夫してお腹がすくリズムが持てるようにしています。個別の食器やスプーンを用意して食事を楽しみながらとれるような工夫をしています。「おかわり」や「おしまい」が、自分で言えるようにしています。</p>	<p>a</p>
<p>④ A8 栄養管理に十分な注意を払っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>安心安全な食事の提供を基本としながら、旬の食材を使用してこどもの状況に応じた献立を作成しています。栄養士と調理員が可能な限り食事介助でユニットに出向き、こどもそれぞれの摂食状況を直接把握するようにしています。栄養士は、月に1度の身体測定の結果を把握し、こどもの成長の状況を踏まえた献立に取り組んでいます。給食会議を毎月開催し「食事を最後まで楽しむことができる」等の目標をたてて検討するなど改善を図っています。配慮が必要な子どもについてはユニット会議で検討をしています。クリスマスやお食い初め等、行事食の取組を積極的にしています。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 日常生活等の支援</p> <p>① A9 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。</p> <p>【判断した理由・特記事項等】</p>	<p>a</p>

衣類は担当者が季節ごとに子どもの発達状況や体型、好みを把握して、動きやすさ、着脱のしやすさに配慮して購入して準備し、個人別に収納しています。状況に応じ汚れたらその都度着替えをしています。洗濯は、ユニット毎に設置してある洗濯機を使用しています。基本的にシーツは週に1回は交換するようにしており、シーツやバスタオルなどは隣接する授産施設にクリーニング委託をしています。常に清潔な衣類等が用意できるとともに業務省力化が図られています。子どもの誕生日に担当と一緒に買い物に出かけてその子どもが好きなものを購入する機会を設けています。

② A10 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。 a

【判断した理由・特記事項等】
基本的に、1歳未満児のユニットではベッド、それ以上の年齢児のユニットでは布団を使用し、気候に適した寝具が準備されています。夜間は、15分毎の安全観察をし、1歳未満児と既往症のある子どもにはベビーセンサーを設置しています。寝室には温湿度計が備え付けてあり温度はエアコンで管理し湿度は加湿器を使用しています。換気や照明にも配慮し、入眠時にはアレクサを導入し音楽をながす等して心地よく眠れるよう工夫しています。

③ A11 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。 a

【判断した理由・特記事項等】
<コメント>
ユニット事にお風呂があり、子どもの状況に応じて基本的に担当者と1人ずつ入浴をしています。職員数の関係で1人ずつ対応できない際も、2人までとしています。入浴時には肌荒れや怪我などの観察を徹底しています。発達や情緒の関係で入浴を嫌がる子どもがいた際は、たらいやシャワーを使用したり、また、状況に応じて担当者が1対1で子どもと一緒に湯船に入り、安心して入浴できるような配慮をしています。

④ A12 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。 a

【判断した理由・特記事項等】
「養育についてのマニュアル」の中で、排泄について明示されており、おむつ交換のたびにスキンシップを心がけ、言葉掛けをしながら行っています。健康状態の把握のために、検温表のチェックと共に便の性状や回数をきめ細やかに記録しています。1歳をすぎた頃から発達段階に応じて、起床時・食事後・外出の前後のタイミングで、おむつが濡れていない時はそのことを褒めながらトイレに誘導し、便座に座る興味や意欲を持たせるようにしています。

⑤ A13 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。 a

【判断した理由・特記事項等】
玩具について、共有しているものもありますが、担当者とのお出かけの際に子どもが気に入った玩具を購入しています。また、子どもがあきないように、各ユニットからの要望を聞きながら随時購入しています。周りに公園が多く、安全に配慮しながら野外活動をたくさん行っています。面会室やホールで遊ぶ時間も設けており、そこでは、子ども自身が玩具を選んで遊べるようにしています。

(4) 健康
① A14 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。 a

【判断した理由・特記事項等】
健康管理に関してマネジメント的な役割を担うフリーの看護師を配置して、看護日誌をきめ細やかに記録し、包括的な健康管理を行っています。さまざまな医療機関と密な連携を図っており既往歴に応じて医師と直接連絡をとるなどして適切な対応ができるよう努めています。緊急に対応しないといけないこともあるため、各ユニットの電話の横に、子どもの既往歴などを記した医療情報一覧を掲示して適切に対応できるようにしています。院内の看護師9人で医療感染委員会を設置し、マニュアルを作成して、緊急蘇生法研修など年間計画を策定し健康管理の充実に努めています。

② A15 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。 a

【判断した理由・特記事項等】
看護日誌をきめ細やかに記録し、病状の変化を随時把握できるようにしています。服薬管理については、検温表と一緒に記録を行い、誰が、いつ、何を投薬したか確認できるようになっています。フリーの看護師の配置をし、定期的な健康診断や歯科検診を総合的に管理し実施しています。自立支援計画書については3ヶ月に1度、養育状況報告書を月に1度策定しており、療育が必要な子どもについてはその中でアセスメントを行い、支援プログラムを策定しています。

(5) 心理的ケア
① A16 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。 a

【判断した理由・特記事項等】

心理療法担当職員（心理士）を配置し、養育担当者と情報を共有しながら、自立支援計画書や養育状況報告書の作成に携わり、適切な支援ができるよう努めています。配慮が必要なこどものケースカンファレンスについては、心理療法担当職員が主体となり検討を行っています。外部の専門家として、大学の准教授と契約を結び、心理療法担当職員へのスーパーバイズを行っています。

(6) 親子関係の再構築支援等

- ① A17 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【判断した理由・特記事項等】

2名の家庭支援専門相談員を配置し、保護者との信頼関係の構築に努めています。面会交流については、保護者の状況に応じて職員や児童相談所等と検討しながら実施しています。その際に、家族の写真を撮ってその度に保護者からコメントをもらう「面会ブック」を作成して子どもと家族の将来を見据えた支援が行われています。また、養育担当者が「すすすくだより」を毎月作成し、こどもの身長や体重等成長の記録と日常生活の様子の写真と一緒に、手紙を添えて保護者に送付しています。

- ② A18 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【判断した理由・特記事項等】

<コメント>

家庭支援専門相談員が中心となって、院内のケースカンファレンスを実施し、家庭支援に関する具体的なプログラムを作成しています。また、児童相談所との支援協議会議を年に3回行い、親子関係の再構築に向けたソーシャルワークを行っています。面会、外出、外泊については、保護者の状況に応じて少しずつ進めており、子どもと保護者が無理をすることなく関係性を構築できるように努めています。

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

- ① A19 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

a

【判断した理由・特記事項等】

こどもの状況に応じて家庭や児童養護施設等と協力し一緒に保育を行っています。退所時状況表は養育担当者を中心として作成し、引き継ぎを行っています。必要に応じて家庭支援専門相談員や心理療法担当職員と一緒に作成しています。退所後も育児や病気の時の対応・相談に応じ記録もされています。令和6年度の退所児童は34名で、その内訳としては家庭復帰26%・里親委託32%・施設措置41%でした。

(8) 継続的な里親等支援の体制整備

- ① A20 継続的な里親等支援の体制を整備している。

a

【判断した理由・特記事項等】

里親支援専門相談員を2名配置し、児童相談所や里親支援センターアグリと連携しながら里親委託や継続的な里親支援に積極的に取り組んでいます。子どもと里親の状況に応じて面会や外出、外泊を丁寧に行っています。マッチングから委託までの記録や写真が個別に整理されており、委託後も家庭訪問やレスパイトケアが実施されています。令和6年度の退所児童34名の内、里親委託は32%（前回は17%）で、増加しています。

(9) 一時保護委託への対応

- ① A21 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

一時保護を受け入れる際のマニュアルが整備されています。入所児童のほとんどが一時保護からで、健康診断が未実施など、情報が少ないケースが多く、健康状態・感染症・アレルギー等の観察と配慮に努めながらアセスメントを行っています。

- ② A22 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

緊急の一時保護が多く、そのための待機職員を常に配置して休日や夜間も対応できるように努めています。空いているユニットで24時間の観察期間を設け、その後囁託医による新入所時検診を行った後にユニットで生活を始めるようにしています。新生児の場合はユニットの中の観察室で様子を見るようにしています。受け入れ後は、児童相談所のケースワーカーが中心となって、院内の家庭支援専門相談員や専門職と連携してアセスメントを行っています。